○公募委員になるまでの流れ

1 案内を送付

町内在住の平成31年4月1日時点で満20、30、40、50、60、65歳になられる方を対象に案内を送付します。



Ţ

2 同意いただく場合

同封の「同意書」に必要事項を記入し、町に 郵送してください。 2 同意いただけない場合 返信は不要です。



3 公募委員候補者名簿に登録

(登録期間は3年間 申し出がない限り、以降自動更新されます)

※専門的な知識や技能をお持ちの方の場合は、「人材バンク」に も登録

【審議会等の公募委員】



4 委員就任依頼

候補者名簿をもとに町の担当課から委員就任の意向を確認します。



\bigcirc

5 承諾の場合

審議会等の公募委員として会議等に参加していただきます。

5 不承諾の場合

就任を見送ります。